

## 目黒区パブリックコメント手続要綱

平成21年2月25日政策決定会議決定

最終改正 令和4年6月15日付け目企第263号

### (目的)

第1条 この要綱は、目黒区（以下「区」という。）のパブリックコメント手続に関し必要な事項を定め、政策の策定等を行う過程において、区民からの意見を求める機会を設けることにより、区民の区政への参加を促進するとともに、区政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、もって開かれた区政の推進に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内で勤務し、又は学ぶ者及び区内において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (2) 実施機関 区長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (3) 政策の策定等 次に掲げるものをいう。

ア 区の憲章・宣言等の制定、廃止及び重要な改正

イ 目黒区基本構想、目黒区基本計画及び目黒区実施計画の策定及び重要な改定

ウ 区の各行政分野の施策の基本的な方針及び計画の策定及び重要な改定

エ 次に掲げる事項に関する条例の制定、廃止及び重要な改正に向けた基本的な考え方の策定

(ア) 区政運営又は区の各行政分野の基本的な方針を定めるもの

(イ) 区民生活及び事業活動に広く影響を及ぼすもの

(ウ) 区民の権利を制限し、又は区民に義務を課すもの

オ アからエまでに掲げるものに準ずるものとして、実施機関が特に必要であると認めるもの

- (4) パブリックコメント手続 政策の策定等を行う場合において、事前に当該政策の策定等の案（以下「政策等の案」という。）を公表し、区民から寄せられた意見に対する区の考え方を公表する一連の手続をいう。

### (パブリックコメント手続の実施)

第3条 実施機関は、政策の策定等を行うときは、当該政策等の案をあらかじめ公表し、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定による公表を行うときは、意見の提出先、意見提出期間その他の意見提出に係る必要事項を明示しなければならない。

(適用除外)

第4条 政策の策定等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱によるパブリックコメント手続の規定を適用しない。ただし、実施機関が第1条の目的に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 地方税若しくは保険料の賦課徴収又は分担金、使用料、手数料等の徴収に関するものの制定、廃止又は改正に係る場合
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求に基づく条例の制定又は改廃を議会に提出する場合
- (3) 法令等にパブリックコメント手続に準じた手続の定めがある場合
- (4) 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関その他これに準ずるものが、この要綱に定める手続に準ずる手続を経て報告、答申等を行い、これを受けて実施機関が政策の策定等を行う場合
- (5) 根拠となる法令の改正に伴い、規定の整備を行う場合
- (6) 緊急を要すると認められる場合

(政策等の案の公表)

第5条 政策等の案の公表は、区報及び区のホームページへの掲載並びに実施機関が指定する場所での閲覧その他適切な方法により行うものとする。

- 2 前項の規定により公表する案が相当量に及ぶ場合は、その概要を公表し、公表すべき内容全体については、これを知り得る方法を公表することをもって代えることができる。

(意見提出期間)

第6条 意見の提出期間は、政策等の案の公表の日から起算して30日以上の間を確保しなくてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により意見の提出期間として30日以上の期間の確保ができないときは、その理由を明示して30日未満の間を定めることができる。

(意見の提出)

第7条 政策等の案に対する意見の提出は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
  - (2) 郵便
  - (3) ファクシミリ
  - (4) 電子メール、オンラインフォーム等のデジタルツール
  - (5) その他実施機関が定める方法
- 2 意見を提出しようとする区民は、次に掲げる事項を明示するものとする。
    - (1) 個人にあつては、氏名及び第2条第1号に掲げる者に該当する事実に係る事項

(2) 団体にあつては、名称、所在地及び代表者氏名

(意見の考慮等)

第8条 実施機関は、政策等の案の決定に当たっては、第6条に規定する期間内に提出された区民からの意見を考慮しなければならない。

(結果の公表)

第9条 実施機関は、政策の策定等に当たり、パブリックコメント手続を行ったときは、提出された意見の概要（提出された意見等がない場合は、その旨）及び提出された意見に対する区の考え方（政策等の案を修正した場合は、その修正内容を含む。）について、速やかに公表しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(意見の取扱い及び個人情報の保護)

第10条 実施機関は、前条第1項の規定にかかわらず、意見を公表することが第三者の正当な権利又は利益を侵害するおそれがあると認めるときは、当該意見の全部又は一部を公表しないことができる。

2 実施機関は、第7条第2項の規定により意見の提出者に明示させた住所、氏名その他の個人情報を目黒区個人情報保護条例（昭和63年目黒区条例第16号）の規定に基づき、適正に管理しなければならない。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。